十四　暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表　（略）

十五　暖機状態でのＷＭＴＣ（パート3）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表　（略）

十七　ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに軽自動車（最高速度が百二十キロ毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び二輪自動車を除く。）の蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏十八度以上摂氏二十八度以下の大気中において、原動機の始動から備考第一号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行し、続けて同表の時間の欄に掲げる五百九十秒から千二十二秒までを同表の速度の欄に掲げる速度で運行を行つた後、次表に掲げる順に、同表の上欄に掲げる条件で同表の下欄に掲げる時間の合計四十九時間が経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

条件	時間（時間）
摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態	一
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態	二十四
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態	二十四

表　（略）

十八　ガソリンを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であつて最高速度が百二十キロ毎時未満のものの蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏十八度以上摂氏二十八度以下の大気中において、原動機の始動から備考第二号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行し、続けて同表の時間の欄に掲げる五百九十秒から千二十二秒までを同表の速度の欄に掲げる速度で運行を行つた後、次表に掲げる順に、同表の上欄に掲げる条件で同表の下欄に掲げる時間の合計四十九時間が経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

表　（略）

十九・二十　（略）

二十一　暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、備考第十号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

十四　暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表　（略）

十五　暖機状態でのＷＭＴＣ（パート3）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表　（略）

十七　ガソリンを燃料とする普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏二十度以上摂氏三十度以下の大気中において、原動機の始動から次の表の時間の欄に掲げる時間における、同表の車速の欄に掲げる車速で運行を繰り返し二回行つた後に、摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態で一時間経過後に、摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態で二十四時間経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

表　（略）

（新規）

十八・十九　（略）

二十　暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、備考第十号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。